

前田厚子議員

## 第1 標題 「市営住宅の連帯保証人」について」

### 1 回目の質問

公明党の前田厚子です。

今今議長より許可を頂きましたので、令和6年6月議会におきまして、市政一般に関する質問をさせていただきます。

第一標題 「市営住宅の連帯保証人」についてお聞きします。

今や、高齢化と人口減少が進み、2040年には65歳以上の高齢者人口がピークに達して現役世代の大幅な減少などが見込まれる「2040年問題」といわれ、様々なところに影響が出て心配されるところです。そうした中の一つでもある住まいの課題ですが、特に高齢者を含めた生活弱者といわれている方々への住居確保について、本市ではどのような対策をされているのかを質問いたします。

私は、以前から「団地に申込みたいけれど、連帯保証人になってくれる人がいないので申し込む事さえ出来ない。何とかありませんか。」と同様のご相談を何人もの方からお請けしました。その都度、担当課に確認をとりましたが、やはり「決まりだから」と言われ続けました。以前に私の知人の父親が、団地入居の際に連帯保証人になりました。その後、病気で亡くなり、たまたま、入居者に家賃の未納があり、その責任は、亡くなった連帯保証人の長男が、負の相続として負うことになりました。このようなことがいつまでも、続いてよいのでしょうか。

市営住宅は何の為に有るのでしょうか。連帯保証人は、本当に必要なのでしょうか。そんな疑問を抱えていたところ、公明新聞の中に「条例を改正し保証人を不要にした」という自治体が紹介されていました。早速、実施された自治体の方に連絡をとり詳細をお聞きしました。

そこで、5点お聞きします。

#### 1 点目

実は、多くの自治体で公営住宅の保証制度を廃止しているとお聞きしました。理由は、国土交通省が民法改正と入居要件の緩和の為に、公営住宅に入居する際の「連帯保証人を廃止」し、代わりに「緊急連絡先とする」改正案が2017年5月に可決され、一部を除き2020年4月に施行されたとのことでした。本市でもご承知のこと

と思いますが、このようなことは、検討されなかったのでしょうか。お聞かせください。

## 2点目

本市の市営住宅、市内にある県営住宅は、何世帯の方が入居できますか。現在そのうち何世帯の方が利用されていますか。空き状態はどうなっていますか。

また、市営住宅に関しては、連帯保証人が見つからない方の為にある保証協会を利用されている世帯は何世帯ぐらいありますか。お聞かせください。

## 3点目

本市の申込書を見ると何点か条件が書かれています。その中には連帯保証人をたてるとありますが、高齢になり身寄りがない人も、今ではたくさんいるのではないのでしょうか。

そんな人こそ、低所得で割安な家賃で提供してもらえる市営住宅に入居したいのに、連帯保証人が見つからない為に、住居の確保もできずにいる。これでは、公営住宅として、セーフティーネットとしての役目をはたせないのではないのでしょうか。その点について、市としてどのようなお考えなのか、お聞かせください。

## 4点目

そもそも連帯保証人の覧には、①前年の収入を証明する課税証明書か源泉徴収票等の書類が必要。②印鑑登録証明書を添付。③入居者の不慮の事故や病気の際の緊急連絡、入居者の死亡時における財産管理等、様々な問題に速やかに対応する。④滞納家賃等の一切の債務を保証することを承諾するもの。とあります。こうして改めて見ると大変な責任を負わされています。団地を希望するものならいざ知らず、連帯保証人に対して、今後もこうした制度は必要でしょうか。お聞かせください。

## 5点目

2020年より多くの自治体で、公営住宅の保証制度の廃止を決めています。

そんな中で総務省の行政評価局が行った調査では、「連帯保証人を廃止した」自治体の家賃収納率が大きく下がったケースは無かったそうです。

また、連帯保証人の確保に伴う業務が減り、家賃の納付指導に力をいれられるとのこと。

急病といった緊急の時は、保証人の代わりに提出を受けた緊急連絡先に連絡をするとのこと。

「市営住宅の条例の一部改正」を行い、本市でも「連帯保証人を廃止」して、あくまでも緊急時の連絡のための「緊急連絡先」をたてるように、検討していくことが超高齢社会である今の時代の考え方ではないでしょうか。市の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

### 1 回目の市長答弁

前田厚子議員の「市営住宅における連帯保証人について」の御質問にお答えいたします。

市営住宅につきましては、住宅困窮者に対し、各世帯の所得に応じた低廉な家賃で住宅を供給するために設置しているものであり、今後も引き続き公平公正な基準のもと、その管理運営を行ってまいりたいと考えております。

市営住宅の連帯保証人についての具体的な内容等につきましては、都市基盤部長をして答弁いたさせます。

以上、私からの答弁といたします。

### 1 回目の都市基盤部長答弁

前田厚子議員の御質問にお答えいたします。

まずもって、富士吉田市営住宅の入居に係る連帯保証人についてであります。富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例並びに富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則により、入居の手続として連帯保証人が連署した賃貸借契約書を提出することとなっております。

また、連帯保証人につきましては、国内に住所を有すること、独立の生計を営む者であること、債務を保証することを承諾できる者であること、公営住宅に入居していない者であること、市町村税を滞納していない者であること、暴力団員でないことを要件としております。

このことから、市営住宅の入居を希望する方には申請の段階において、その旨を説明し、実際の入居の際には連帯保証人が連署した賃貸借契約書を提出していただいております。

まず、御質問の1点目についてであります。国土交通省の通知により民法改正に伴う内容は承知をしており、連帯保証人については引き続き必要とするなかで、保証

人が負担する保証債務の上限額である根保証極度額の設定や大規模災害による被災者及び生活保護認定者などにおいては、連帯保証人を不要とすることができるなどの見直しを行っております。

次に、2点目についてであります。本市において利用できる市営住宅の戸数 674 戸のうち 602 戸が入居しており、空き戸数は 72 戸で入居率は約 89 パーセントとなっております。なお、県営住宅については、事業主体でないことから答弁については差し控えさせていただきます。

また、家賃債務を保証する機関の利用につきましては、本市では当該制度を採用しておりませんので、利用実績はございません。

次に、3点目についてであります。公営住宅制度の目的を念頭に置いた上で、市営住宅への入居希望者には個々に対応し、収入所得に応じた低廉な家賃で住宅困窮者へ提供しており、公営住宅の機能をしっかりと果たしているものと認識しております。

次に、4点目についてであります。市営住宅への入居に際しては連帯保証人を求めています。このことから、入居者と同等の書類の提出をお願いしているところであり、市営住宅の管理をしていく上で、今後においても継続が必要と考えております。

次に、5点目についてであります。本市が連帯保証人を必要としている理由としては、連帯保証人の要件にもある債務を保証するものであることはもちろんのこと、一方で入居者に係る様々な不測の事態において、緊急連絡先としての役割を担っていただくためでもあります。

実際に、住宅使用料の収納事務において、入金が滞っている入居者の連帯保証人に対し催告書を送付した際に、当該保証人が来庁し納付をした事例や連絡がつかない入居者の連帯保証人に相談をしたところ、その入居者から連絡があり納付につながった事例、また連帯保証人に迷惑を掛けられないとの理由で、入居者から早い段階で相談を求められる事例があります。

市営住宅の使用料において、現年収納率を 100 パーセントの高い収納率を堅持している背景には、連帯保証人がいることも大きな要因と捉えております。

また、債務だけでなく、近隣住民から入居者の姿を見ないため安否の確認をしてほしいという依頼に対し、連帯保証人に連絡を取り、入院をしていることが確認できた事例もありました。

そして、国土交通省が令和5年4月1日時点における公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査の状況を発表しておりますが、都道府県、政令市、中核市を除き保証人を求めないとしている事業主体は約23パーセントの極少数であり、多くの事業主体は本市と同様に連帯保証人を必要としているものと認識しております。こうしたことから、現在における市営住宅事業においては、引き続き連帯保証人を立てていただくべきものと考えております。

以上、答弁いたします。

## 2回目の質問

第1 標題 「市営住宅の連帯保証人」について2回目の質問をします。

このデータは2020年のものですが、連帯保証人を廃止した自治体は、福島・埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・岡山・福岡の8都県です。また、北海道・京都・兵庫・島根・広島でも廃止の条例案を提出する方向で検討中とのことでした。

そこで、検討されていた地域を調べると、新たに大阪府を含めて全ての自治体の何カ所かですでに「連帯保証人の廃止」が実施されていきました。

そこでお聞きします。

### 1 点目

2020年4月に施行された改正民法には「連帯保証人の廃止」とそれに代わり「緊急連絡先とする」改正案と共に個人根保証契約なら極度額つまり上限額の定めが必要になったことが記されていますが、本市でも見直しをされた保証人が負担する保証債務の上限額の金額をご提示して頂けますか。

### 2 点目

市営住宅の使用料の現年収納率が100パーセントは、まさに職員の努力のたまものと思います。その背景には、連帯保証人がいることも大きな要因とありましたが、できれば、こうした状況の時にこそ「連帯保証人を廃止」する絶好のタイミングと捉えられますが、連帯保証人がいなくなったら、収納率の激減が心配されますか。

市は、連帯保証人がいるから安心かも知れませんが、私の知人は、連帯保証人になっているので、毎月心配でならないと、担当課に今月は大丈夫かと連絡を入れているようです。もしも、低所得者向けの団地で家賃の滞納が発生した場合は、その取り立てに力を入れるのは、これまでもまた、これからも今までと同様に担当課の仕事だと

思いますし、それが、不可能な時は世帯の生活状況に何らかの変化があったものと捉え支援に繋げていくという考え方が重要だと思いますが、その点、市ではどのように考えますか。お聞かせください。

また、連絡先がしっかりしていれば、連帯保証人は必要無いと思います。これからは、高齢化が益々進む上に、家族の絆の希薄さも増すばかりですし、見寄りのない高齢者は増えると思います。市として、このような実態も考慮しながら対応を考えていくべきだと思います。多くの自治体が「連帯保証人の廃止」を進めていく時がくると思います。

いつということは言えませんが、本市においても、この先検討していただきたいと思いますが、もう一度、市の考えをお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

## 2回目の都市基盤部長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の改正法における連帯保証債務の極度額についてであります。前田議員御発言にある改正民法における連帯保証人の廃止につきましては、民法第465条の2において、法人でない個人を保証人とする場合には主たる債務の元本、利息などに極度額を定めなければ根保証契約が無効になるというものであり、決して、保証人制度が廃止になった訳ではございません。

そして、富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則において、根保証極度額は、賃貸借契約締結時の月額家賃に12を乗じて得た額と規定しております。上限額につきましては、個々の収入に応じて家賃が違うため一概には申し上げることができません。

次に、2点目の連帯保証人の廃止及び家賃滞納者の生活状況に変化があった際の支援についてであります。先ほども答弁申し上げましたとおり、連帯保証人は債務の保証を含め、公営住宅を維持、管理していく上で必要なものと考えております。

また、生活状況等の変化により居住者において不安な要素が生じた場合につきましては、当然、関係課と必要な情報共有を行った上で対応してまいります。

最後に、高齢化など社会状況が変化していくことは避けられないことだと認識しております。こうしたことを踏まえ、公営住宅におきましても社会情勢に応じ、今後も適宜、適切な管理、運営を行ってまいります。

以上、答弁いたします。

## 第2 標題 「通学路の危険箇所の改善」について

### 1 回目の質問

第2 標題 「通学路の危険箇所の改善」についてお聞きします。

初めに、毎朝登校時に見守りをしてくださっている、学校関係の皆さまや地域のふれあい隊、またボランティアで毎日通学路に立ってくださっている方々に心から感謝申し上げます。

ボランティアの方々からは、子どもさんを安全に学校に送り出すために、その通学路の横断歩道や停止線が消えかかっていると、危ないので、すぐに市で対応してもらいたいと何度も連絡を頂きました。また、大きな川にかかった橋の両端に、大きな隙間が空いていて、子どもが登下校の際に落ちたら大変と、その隙間をうめるようにとも連絡を頂きました。車で通り過ぎてしまえば本当に気づかないことですが、皆さまの目は、いつも子どもと同じ目線で見ていることに感心しています。

今年も新学期が始まり3ヶ月目に入りました。実際に、この間が交通事故で子どもの死傷者がいちばん多いと言われていています。お母さん方が、1年生になったばかりのお子さんを心配されるのは、当たり前のことだと思います。

そこで、今回は、通学路に関して3点お聞きします。

#### 1 点目

子どもの目の高さから見た通学路ですが、子ども達が歩く道に住宅の木が伸びて、歩道に飛び出したり、覆い被さっている箇所が、市内には大変に多いです。これは本当に危険です。

一般的に1年生の平均身長が、122センチと言われていています。これは、走っている車の死角になるようです。そこに雨が降って傘をさしていたり、木の枝が重なったら危険です。ネットフェンスから飛び出した枝にランドセルがひっかったことがある子どももいました。対応をお願いしても担当課では、枝が民地から伸びている場合は、直ぐには対応できないといますが、危険な箇所にすぐに対応できないものでしょう

か。お母さん方の声は、「道路に枝が伸びたら切ってくださいるよう市や警察で指導していただきたい」とのことですが、市では、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

## 2点目

スクールゾーンと言ってもまだ交通ルールも十分に解らない1年生にとっては、決して安全とはいえません。そもそもスクールゾーンは通ってはいけない道という定義だそうです。それを標識があっても、進入してくる車があります。県外車ばかりではなくインバウンドの方の車も標識が解らず入ってくる可能性もあります。その他、心配事はたくさんあります。保護者の方々は、教育委員会や警察・国交省にまで、その対策をしてほしいとメールを送ったり、できる事を探しています。

また、山中小学校のスクールゾーンでは、出入口にバリケードが置かれていると聞き同様なことはできないかと、保護者の方々と話をしていたようです。そこで、市の担当者に、山中小学校のスクールゾーンまで足を運んでいただきました。私も現地を視察し、更に、そのバリケードの出し入れを誰がしているのかなどについて役場で話を聞いてきました。みな子ども達を守る為に一生懸命でした。他にも通学路にはまだまだ危険が隠れている箇所がたくさんあります。注意喚起の看板の取り付けや標識が木の枝で見えづらくなっていたらきれいにするなどありますが、市としてできる事は他にどのようなことがありますか。お聞かせください。

## 3点目

この5月30日に警察庁が住宅街の生活道路の環境を大きく変えてくださる発表がありました。

その中には、道幅が狭くセンターラインなどが無い道路に関しては、車の最高速度を現行の60kmから30kmに引き下げる方針が発表されました。「ゾーン30」などの対策を進めており抜本的にルールを改定することを決めたとのこと。また、現行の標識の無い道路は法定速度が60kmだったものを改正後には、時速30kmが法定速度になるとのことです。その他にも、歩行者の安全対策を強化するために2026年9月の実施をめざすとあり、希望のもてる内容でした。

本市でも今年の8月には、警察・道路管理者・学校関係・教育委員会・安全対策課が連携をとりながら保護者から吸い上げた通学路の危険箇所を改善するために話し合い、対策をしていくとお聞きしました。

国が決めた2026年までに実施を予定されている安全対策の2年間に前に市として今できることは、どのようなことでしょうか。お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

## 1 回目の教育長答弁

前田厚子議員の通学路の危険箇所の改善についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の通学路における危険箇所の対応についてであります。これまでも保護者や教職員を始めとする学校関係者はもとより、通学路沿線の地域住民の方々からも児童生徒に危険となり得る箇所につきまして、その都度情報をいただいております。特に、小学生の保護者の方々には、定期的に行っている児童の引渡し訓練のなかで、通学路の安全確認と危険箇所の報告をお願いしているところであります。前田議員御発言のとおり、これらの情報を基に警察、道路管理者、学校及び本市担当者により、合同での通学路の安全点検確認を行い、危険な箇所について、関係団体等と情報の共有を行っております。

加えて、教育委員会におきましては、富士吉田市PTA連合会及び校長会や教頭会、さらには教職員組合から学校改善等に関する様々な要望をいただいております。通学路の安全面に関する要望がある場合は、関係団体と情報の共有を図っております。

前田議員御質問の私有地から木の枝が伸びている場合の対応についてであります。私有地の木から伸びた枝につきましては、あくまでも所有者が管理するものであり、これを剪定や伐採する義務と責任は当該所有者にあります。しかしながら、これまでも越境している枝などに関する相談で市道に関わるものにつきましては、その危険性も含め現地確認や当該所有者に対し枝等の剪定などについてお話をさせていただいております。これらにつきましては市のホームページに掲載し啓発を図っております。また、所有者が不明で剪定等が見込まれない場合などにつきましては、その状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。全ての通学路上に伸びた木を把握することは難しいことでもありますので、警察、道路管理者、学校及び本市担当者と情報の共有を図るなかで、引き続き迅速に対応してまいります。

次に、2点目の通学路の危険箇所に対し、本市としてできることについてありますが、これまでも、警察、道路管理者、学校及び本市担当者などと合同で危険箇所の確認や対策について毎年現地調査や対応策の検討をしております。今後も、引き続き

各種交通安全運動の実施や車両への注意喚起、速度の抑制を促す道路標示の更新、カーブミラーや防護柵の設置など児童生徒のための交通安全対策について各関係機関と協力するなかで進めてまいります。

次に、3点目の国の安全対策の2年間で前に市ができることについてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、今後も各関係機関と協力をしながら交通安全対策を進めていくとともに、車、バイク、自転車などに乗る人たち一人一人が思いやりと慎重な運転を心がけることが一番の安全対策であると考えております。

以上、答弁いたします。

## 2回目の質問

第2 標題 「通学路の危険箇所の改善」について2回目の質問をします。

関係機関の対応に感謝致します。

ただ、4月から6月にかけて、全国的に児童の交通事故が多いといわれているように、本市においても道路横断中の小学生が車にはねられ大けがをする事故がありました。また、車同士の事故ですが、スクールゾーンの入口の交差点で出会い頭に衝突をして2人がケガをしました。幸い児童の下校時間ではなかったため、児童が巻き添えになることは有りませんでした。先ほどの質問の箇所と重なるこのスクールゾーンの安全性を保護者が求めている時でしたので、保護者の心配は増すばかりです。市としてスクールゾーンの出入口に対策を考えていただくことは、できないでしょうか。

また、学校から指定されている通学路は、防犯対策もたてられていて、何かのトラブルが発生した際にも学校や警察がすぐに行動に移すことができると聞いていますが、そのような認識でよろしいでしょうか。今や、交通事故だけでなく、防災ふじよしだで熊や鹿が市内で見つけられたり、県内でも不審者が出て子ども達に声をかけたり車に乗せようとしているので気をつけるようにとニュースが伝えられています。こうした、登下校中の危険を避ける為にも、安全な通学路の確保は、最優先時だと思います。

そこで、各自治体では、LINE公式アカウントを取り入れ住民に情報の提供を収集しています。本市では、公式防災アプリと子育てLINE公式アカウントが既にあります。どちらも行政からの一方通行ではありますが、情報を一早くお届けし市民に喜ばれています。

そこで、逆に住民からの情報を一方的に受けるLINE公式アカウントを通学路及び道路に関する情報として受け取るツールを増設していただくよう提案いたします。

これは、スマートフォンで「友だち追加」ボタンをタップするか、QRコードを読み取り友だちに追加していただくだけです。そして、危険な枝の発見や道路の危険箇所を見つけたらその場で写真をとり位置情報を確認したら送信するだけです。

以前にも、視察研修した際に担当課にお話したことがありましたが、もし一度にたくさんの方が情報が入ったら対応が大変になるのではと、お断りされました。しかし、本市より大きな自治体でも確認しましたら、混乱無くむしろ、スムーズに対応しているとのことでした。通学路の危険箇所の早期発見と早期対策の為に、LINE公式アカウントの導入の検討をお願い致します。

本市の考え方をお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

## 2回目の教育長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、スクールゾーンの出入口に対する対策についてであります。前田議員の御発言にある道路横断中における小学生の交通事故につきましては、事故後、本市教育委員会より各学校に対し、交通ルールの順守を改めて教職員から児童生徒に伝えるよう指示し、また全保護者に対しましてお子様に交通安全を徹底するようお願いいたしました。また、事故のあったスクールゾーン入口の交差点につきましては、事故後に、警察、道路管理者及び地元自治会等と現地を確認した上で交通安全対策を協議し、付近へ注意喚起の看板を設置したところであります。

そもそもスクールゾーンとは、子供たちの安全な登下校の環境に資するため、時間指定で車両の通行を規制するものであります。本市では、ホームページでも周知させていただいており、規制時間中においては緊急車両や許可車両以外の通行は許されておりません。これまでもドライバーへの注意喚起として、スクールゾーン出入口にはスクールゾーンと書いた白文字と緑色の路面標示、路側帯は緑色に、交差点部は赤色に塗装され、ポストコーンが設置されております。今後も、規制時間中に誤って進入する車両が無いようこれらの安全施設の維持管理に努め、子供たちの安全確保を図ってまいります。

また、通学路において何らかのトラブルが発生した場合におきましては、速やかに道路管理者や警察への通報を行い、情報共有を行っております。

次に、LINE公式アカウントの導入の検討についてであります。不審者に関する情報や危害を与える恐れのある動物の目撃情報を始めとする緊急な事案が発生した場合におきましては、本市教育委員会では独自の情報伝達手段といたしまして平成26年度から「あいシステム」を活用し、全保護者に情報発信を行っているところであります。併せて、通学路の危険箇所につきましては、警察、道路管理者、学校及び本市担当者間で情報共有されており、既に連携体制が整っていることから、これまでと同様に地域や保護者の方々からの情報提供を受け、迅速に対応してまいります。

以上、答弁といたします。

#### 「締めの言葉」

今回は、市営住宅の連帯保証人の廃止と子ども達の通学路をどうしたら改善できるかについて、日常生活の中で最も切実な問題を市民の代弁者として質問させていただきました。

今後も困難を抱えている人たちの声や子どもの安全を願う保護者の声を届け続けていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。